

理容所・美容所を開設される方へ

◎申請に必要なもの（提出部数：各1部）

1. 開設届
2. 理容所・美容所付近の見取図
⇒ 店舗の付近の地図を添付してください。（ゼンリンの地図の写しでも可）
3. 理容師・美容所の構造及び設備の概要を示した平面図（店舗内の平面図）
 - ① セット椅子やシャンプー台、器具などの場所をなるべく詳細に記入してください。
 - ② 作業場所と待合スペースとの区画を明確に記入してください。
4. 診断書
⇒ 従業員全員の診断書を提出してください。
5. 従事する理容師・美容師の免許証の写し。
6. 従事する理容師・美容師が常時2人以上の場合は、管理 理容師・美容師である旨の証明書
⇒ 管理 理容師・美容師資格認定講習会修了証書の写しを提出してください。
7. 住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
⇒ 開設者が外国人の場合必要です。
8. 水質検査成績書の写し。
⇒ 使用水が水道水以外の場合、飲料水の水質基準に適合していることが必要です。
9. 申請手数料 16,060円
※事業譲渡の場合は、構造設備等施設の概要、従業者名簿、理容師及び美容師の診断書については譲り受けの前後で変更がない場合、省略可能。

◎理容所・美容所開設までの流れ

- ① 事前に理容所・美容所の平面図を提出すること。（工事着工前）
※市で施設の構造及び設備等を確認後、着工すること。
- ② 開設届の提出（開設届提出時に、施設の調査日程を調整）
- ③ 萩市職員による理容所・美容所の開設確認調査（※営業開始2日前）
- ④ 確認済証交付
- ⑤ 営業開始

※施設の開設確認は、最低営業開始予定日の2日前に行うことが必要です。

開設届は、営業開始予定日の**1週間前**を目安にして、余裕を持って提出してください。